



# 経理の窓 6月号

平成26年6月1日号

6月になると同時に、真夏の暑さがやってきました。関東地方の梅雨入りは、もうまもなく。冷たい食べ物や飲物がおいしい季節になりました。

## 今月の税務

法人 : 4月決算法人の確定申告と納付  
個人 : 市・県民税の第1期分の納付  
社会保険 : 労働保険の申告と納付（7月10日迄）

## 平成26年度 法人税の主な税制改正内容

国税庁のホームページに、『平成26年度法人税関係法令の改正の概要』が掲載されました。詳細は、概要をご参照ください。

### ● 所得拡大促進税制の拡充・延長

雇用者給与等支給額が一定額を上回る場合の税額控除制度について、雇用者給与等の支給増加割合の緩和など、適用要件が見直されました。

適用期限が、平成30年3月31日まで2年延長されました。

#### 《要件1》

雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合→改正前5%以上

改正後 平成27年4月1日前開始事業年度 → 2%以上

平成27年4月1日～平成28年3月31日開始事業年度 → 3%以上

平成28年4月1日～平成30年3月31日開始事業年度 → 5%以上

#### 《要件2》 変更なし

雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること

#### 《要件3》

改正前 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額以上であること

計算の基礎となる給与等は、「国内雇用者に対する支給額」を用いる。

改正後 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること

計算の基礎となる給与等は、「継続雇用者に対する支給額」に変更。

平成25年4月1日以後に開始し、平成26年4月1日前に終了する改正前の制度の適用を受けていない事業年度において、改正後の要件を満たす場合は、改正後の規定を適用して算出される税額控除相当額を平成26年度の税額控除額に上乗せできます。

適用時期：平成26年4月1日以後終了する事業年度に適用

### ● 復興特別法人税の1年前倒し廃止

復興特別所得税額は、法人税額から控除できることとなりました。

## ● 交際費課税の緩和・延長

交際費等の額のうち、飲食のために支出した額の50%が損金算入可能となりました。  
中小法人については、定額控除（800万円）との選択制となります。  
適用期限が、平成28年3月31日まで2年延長されました。

## ● 生産性向上設備投資促進税制の創設

青色申告法人が平成26年1月20日～平成29年3月31日の間に生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、生産性向上設備等のうち、一定規模以上のものを取得して、国内の事業の用に供した場合には、特別償却又は、税額控除を認める制度が創設されました。

- ・ 生産等設備とは、事業の用に直接供される減価償却資産（無形固定資産、生物以外）で、構成されているもの。本店・寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は、該当しません。
- ・ 生産性向上設備とは、先端設備、生産ラインやオペレーションを改善する設備として、産業競争力強化法に規定するもの。

○平成26年1月20日～平成28年3月31日の間の取得等

即時償却 又は、取得価額の5%の税額控除（建物、構築物は3%）

○平成28年4月1日～平成29年3月31日の間の取得等

所得価額の50%の特別償却（建物、構築物は25%）

又は、取得価額の4%の税額控除（建物、構築物は2%）

平成26年3月31日以前終了の事業年度に取得した分は、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却又は税額控除が受けられることとされています。

適用時期：平成26年4月1日以後終了する事業年度

## ● 中小企業投資促進税制の拡充・延長

中小企業者等が平成26年1月20日～平成29年3月31日の間に、取得等をした特定機械装置のうち、生産性向上設備等に該当するものについては、特別償却（即時償却）、または税額控除ができることとされました。適用期限が平成29年3月31日まで3年延長されました。

- ・ 特定中小企業者等

改正前 取得価額の30%の特別償却 又は 取得価額の7%の税額控除

改正後 即時償却 又は 取得価額の10%の税額控除

- ・ 上記以外の中小企業者等

改正前 取得価額の30%特別償却

改正後 即時償却 又は、取得価額の7%の税額控除

平成26年3月31日以前終了の事業年度に取得した分は、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却又は税額控除が受けられることとされています。

適用時期：平成26年4月1日以後終了する事業年度

## ● 研究開発税制の拡充・延長

青色申告法人で、試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度において増加型の措置について試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合を引上げる仕組みに改組されました。

控除限度額：改正後 試験研究費の増加額×増加割合（30%まで）

適用期限が、平成29年3月31日まで3年延長されました。

適用時期：平成26年4月1日以後開始する事業年度

## ● 耐震改修投資促進税制の創設

青色申告法人で耐震改修促進法の耐震診断結果の報告を行った事業者が、平成27年3月31日までに耐震改修対象建築物の耐震改修を行った場合、特別償却ができる制度が創設されました。

平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までの間に、耐震改修対象建築物の耐震改修により取得等する耐震改修対象建築物の部分について25%の特別償却ができることとされました。

## ● ベンチャー投資促進税制の創設

青色申告法人で、平成26年1月20日～平成29年3月31日の間に産業競争力強化法に規定する特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けたベンチャーファンドへ出資した場合、その出資に係る損失に備える準備金について損金算入を可能とする制度が創設されました。

## ● 事業再編促進税制の創設

青色申告法人で、平成26年1月20日～平成29年3月31日の間に産業競争力強化法に規定する特定事業再編計画の認定を受けて複数企業間で経営資源の融合による事業再編を行う場合、その事業再編による特定会社に対する出資金・貸付金の損失に備える準備金について損金算入を可能とする制度が創設されました。

## ● 少額減価償却資産の特例の延長

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。

## ● 地方法人課税の偏在是正

地域間の税源の偏在性を是正するため、法人住民税（地方税）の税率が引き下げられ、同時に、引き下げられた部分に相当する地方法人税（国税）が創設されました。

法人住民税法人税割の税率、地方法人特別税の税率が引き下げられます。

法人事業税は、所得割と収入割の標準税率が、引き上げになります。

地方法人税の税率は、法人税の額の4.4%です。

適用時期：平成26年10月1日以後開始する事業年度

## 交通費や通信費に現物給与が含まれていませんか？

### ●通勤手当＝原則非課税所得となります。（社会保険上は、報酬となります）

#### (1) 交通機関または有料道路を利用して通勤する者に支給する手当

通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法による運賃等の額。最高100,000円

#### (2) 通勤距離が2km以上で、自転車や自動車などの交通用具と使用している者に支給する手当

①片道45km以上 最高24,500円 ②片道35km以上45km未満 最高20,900円

③片道25km以上35km未満 最高16,100円 ④片道15km以上25km未満 最高11,300円

⑤片道10km以上15km未満 最高6,500円 ⑥片道2km以上10km未満 最高4,100円

#### (3) 交通機関を利用するほか、交通用具を利用する者は、1ヶ月当たりの合理的経済的な運賃等の額と(2)の金額との合計額。最高100,000円

### ●自家用車の借り上げ料＝原則課税

#### (1) ガソリン代や会社近辺での駐車料等実費を補填する範囲の金額であれば現物給与の課税はありません。

#### (2) (1)を超えて車検費用、保険料、減価償却費相当を補填するためのもの

支払を受ける者にとって雑所得の収入金額となりますが、収入金額以上の経費があれば、結果として課税されることはありません。

#### (3) (2)を超える「高額な借り上げ料」に相当する部分の金額は、給与として源泉徴収対象となります。

ポイント 賃料の計算根拠を示す資料と賃貸借契約書の作成

### ●駐車場代

マイカー通勤者に、他から借り上げた駐車料の一部または全部を補助する場合は、すべて給与の支給として取り扱われます。

### ●出張旅費、転勤旅費、赴任旅費などについては、世間相場から見て相当であると認められる範囲内であれば非課税となります。ポイント 旅費規程の作成

### ●携帯電話の供与、使用料

会社が所有する携帯電話は、私用を禁じ、やむを得ない場合には通話料を自己負担させるルールを守れば、現物給与課税の問題は、発生しません。ポイント 使用規定の作成  
個人所有の携帯電話使用料を会社が負担する場合は、通話明細の確認等の必要があります。

#### 《お知らせ》

来月7月10日は、源泉所得税の特例納付の事業者様の納付期限です。

1月から6月分の源泉所得税を納付します。

有限会社たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>

